

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
実施機関の名称	島本町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	行政委員会事務局（選挙管理委員会事務局）	
個人情報ファイルの利用目的	選挙執行のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日	
記録範囲	<p>○島本町内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上住民基本台帳に記録されている者</p> <p>○島本町内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、島本町内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過しないもの</p>	
記録情報の収集方法	住民基本台帳から上記記録範囲内の者を収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)行政委員会事務局（選挙管理委員会事務局）	
	(所在地)大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	選挙人名簿の登録について、公職選挙法第 24 条（昭和 25 年法律第 100 号）に基づき、文書で選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考	公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項又は第 28 条の 3 第 1 項の規定により閲覧する場合を除いては、選挙人名簿を閲覧することはできません。	